別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

［別表三　宇陀市松山伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	宇陀市大字宇陀区上新一八九五番地

○文部科学省告示第六十四号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十二年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十一年文部科学省告示第四十一号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

［別表二　小浜市小浜西組伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	小浜市小浜鹿島三九
主屋	一棟	小浜市小浜白鳥四
主屋	一棟	小浜市小浜貴船二九
本堂	一棟	小浜市小浜飛鳥二七
三門	一棟	小浜市小浜飛鳥二七
工作物		
土塀	一構	小浜市小浜飛鳥二七

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

［別表三　平戸市大島村神浦伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	平戸市大島村神浦二五二番地

○農林水産省告示第五百十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、中型さけ・ます流し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同項の規定により公示する。

平成二十二年三月二十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数

操業区域	操業期間	船舶の総トン数別の区分	隻数
日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域	平成二十二年五月一日から同年七月三十一日まで	次に掲げる船舶 一　旧トン数適用船舶であって三〇トン以上二〇〇トン未満のもの	五〇

二　旧トン数適用船舶以外の船舶であって三〇トン以上二〇〇トン未満のもの

備考　旧トン数適用船舶とは、昭和五十七年七月十七日以前に建造され、又は建造に着手された船舶（昭和五十七年七月十八日以降に船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕が行われた船舶を除く。）をいう。

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十二年三月二十九日から四月二十二日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十二年五月一日から平成二十三年四月三十日までとする。

2　この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることができる。

一　操業区域中ロシア連邦の最大低潮時海岸線から沖合三十二海里以内の海域においては、操業してはならない。

二　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号。以下「指定省令」という。）第十六条に規定する許可番号の表示については、船体の両側面の許可番号の各文字及び数字につき、六十センチメートル四方以上の大きさで空中及び洋上から明瞭に識別できるように表示しなければならない。

三　操業区域中排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第二項に規定する排他的経済水域においては、操業してはならない。

四　船長は、水産庁長官が別に定める要領により、操業状況等を水産庁長官に報告しなければならない。

五　漁業者が押印し又は署名した魚そう配置図（各魚そうの容積、長さ、幅及び高さを記入し、魚そうのみの配置を示したもの）を船舶内に備え付けておかなければならない。

六　漁獲重量を測定するために必要なはかりを船舶内に備え付けておかなければならない。

七　流し網の両端部に浮標を付すとともに、当該浮標に船名及び指定省令第六十四条の許可番号を表示しなければならない。

八　航行中は、ＶＨＦ十六チャンネルを常に受信しなければならない。

九　毎航海時、出港から入港に至るまでの間は、衛星船位測定送信機を常時作動させなければならない。

十　漁網を海中に投棄してはならない。

十一　漁業監督官から漁獲重量の検査を受けることを求められた場合には、これを拒んではならない。

十二　漁業監督官がその職務を行う上で必要があると認めてする指示に従わなければならない。

十三　公海上又はロシア二百海里水域内で、さけ・ます漁業に関する国際協定等の締約国の正当な権限を有する公務員又はロシア連邦の正当な権限を有する公務員（以下「公務員」という。）から臨検の目的で乗船を求められた場合には、これを拒んではならない。

十四　公務員からだ捕された場合において、陸揚港において漁業監督官又は海上保安官（以下「漁業監督官等」という。）のもとに出頭するよう指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。